

4 第 44 条の 5 《生産方式革新事業活動用資産等の特別償却》関係

【制度の概要】

令和 6 年度の税制改正において、青色申告書を提出する法人で農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律（以下「スマート農業法」という。）の認定生産方式革新事業者であるものが、スマート農業法の施行の日（令和 6 年 10 月 1 日）から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、その認定生産方式革新事業者として行う生産方式革新事業活動の用に供するための認定生産方式革新実施計画に記載された設備等を構成する機械その他の減価償却資産のうち農作業の効率化等を通じた農業の生産性の向上に著しく資する一定のもの等（以下「生産方式革新事業活動用資産等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものの取得又は生産方式革新事業活動用資産等の製作若しくは建設をして、これをその法人のその生産方式革新事業活動等の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度において、その生産方式革新事業活動用資産等の区分に応じ次の特別償却限度額の特別償却ができる制度が創設された（措法 44 の 5 ①）。

- (1) 認定生産方式革新実施計画に記載された生産方式革新事業活動の用に供する設備等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物……その取得価額の 32%（建物及びその附属設備並びに構築物については、16%）相当額
- (2) 認定生産方式革新実施計画に記載された促進措置の用に供する設備等を構成する機械及び装置……その取得価額の 25%相当額